

美術品等取得基金条例

昭和六十三年三月二十八日
条例第三号

改正 平成一〇年 三月二五日条例第三号
美術品等取得基金条例をここに公布する。

美術品等取得基金条例

(設置)

第一条 美術品、陶磁器及びこれらに関する資料（以下「美術品等」という。）の取得を円滑に行うため、美術品等取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は、五十億円とする。

2 必要があるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

一部改正〔平成一〇年条例三号〕

(運用)

第三条 知事は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により保管しなければならない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

一部改正〔平成一〇年条例三号〕

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成一〇年条例三号〕

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十年三月二十五日条例第三号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条から第八条までの規定による改正前の各条例の規定に基づき設けられている平成九年度の各特別会計歳入歳出予算に係る出納については、平成十年五月三十一日まで、当該各特別会計は、存続するものとする。